

松本市国保運営協議会、国保税引き下げの答申書提出（4/28）

医療分：所得割 9.1%→8.1%（1.0%減）

平等割 22,700円→21,700円（1,000円減）

松本市の説明では、**平均 6.87%の引き下げ。**

6月市議会での条例改正議決を経て、正式決定へ

松本市は、3月28日国保運営協議会を開催し、臥雲市長から澤地会長に国保税の改定（引き下げ）の諮問をしました。協議会は、諮問の内容について協議し、いくつかの質疑応答のあと、概ね了承した。協議会は、答申の内容について会長が事務局と協議して行い市長に提出することを確認した。

そのような経過を踏まえ、4月28日答申書が会長から市長に提出された。（下：答申書の写し）

今回の国保税の引き下げは、31年ぶりの引き下げで、私たちの要望に一部応える内容。改定率は、県下一番高い医療分の所得割率を1.0%削減し、医療分の平等割額を1,000円減額させる改定になっている。

松本地区社保協は、均等割額（特に子ども）についても、昨年末実施した市との懇談の中で引き下げを強く要望しました。また、2月の運営協議会の中でも複数の委員から、子どもの均等割軽減の（書面）意見が表明されました。

今回答申の「意見」（1）子どもの均等割の負担軽減についての「検討」を要望する内容は、上記の経過を踏まえたもの。この事は、今後の運動に生かせる内容になっている。

今回の引き下げの平均改定率は、6.87%（3月28日運営協議会資料）で、2016年（H26年）に13.95%の大幅引き上げを若干緩和する内容になっている。そもそも、松本市の国保税率は、2016年（H26年）の大幅引き上げによって、県下77市町村中最高額となり、それを是正することが、先の松本市議会でも問題になっていたもの。今回の引き下げによって、県下77市町村の中でどの程度になるか現在不明だが、高水準であることには、間違いはない。

尚、今回の引き下げ内容は、来る6月市議会での条例改正の議決を踏まえ、4月に遡って実施される予定。



松本市国民健康保険運営協議会
令和4年4月28日
松本市長 臥雲 義尚 様
松本市国民健康保険運営協議会
会長 澤地 雅弘

松本市国民健康保険税の改定について（答申）

令和4年3月28日付け松本市諮問松保第8号をもって当協議会へ諮問のあった国民健康保険税の改定については、下記のとおり答申いたします。

記

令和4年度からの国民健康保険税について、次のとおり改定し、被保険者の負担軽減を図ってください。

1 国民健康保険税率の改定について

基礎課税分（医療分）

| 区分 | 現行 | 改定後 |
|------|---------|------------------|
| 所得割率 | 9.1% | 8.1%（1.0%減） |
| 平等割額 | 22,700円 | 21,700円（1,000円減） |

2 意見

- 均等割については、国が今年度から未就学児の軽減を行います。子どもが多い世帯ほど負担が重くなってしまっている現状があることから、子どものいる世帯の負担軽減について、引き続き検討してください。
- 国民健康保険税の徴収確保及び保健事業の取組みを通して医療費の適正化を図り、安定した財政運営に努めてください。

3 施行

令和4年4月1日